



## 「総合区」ごとにサービスの差が出ないの？

総合区設置により、新たに移管する放置自転車対策や市民利用施設の運営などの住民の皆さんに身近なサービスは、総合区長が判断し実施します。

これに対し、敬老パスや乳幼児医療費助成など大阪市全体として統一性・一体性が求められるサービスや、地域によって差が生じてはいけないものなどは、引き続き大阪市全体の観点から市長が実施します。



市全体の統一性・一体性が求められるサービスは市長が決定

### 総合区長へ移管する事務の例

- 市立保育所の運営
- 民間保育所の設置認可
- 老人福祉センターの運営
- 生活道路の維持管理
- 放置自転車対策
- 地域の実情に合わせたまちづくりの検討
- スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 等

地域のニーズにあったサービスは総合区長が決定

〇〇総合区長



うちの区は放置自転車が多いなあもっと放置自転車対策に力を入れよう

△△総合区長



区民からの要望が多いから、スポーツセンターの利用時間を延長しよう



### ここがポイント！

住民生活と密接に関わるサービスについては、総合区長が決定しますが、大阪市としての統一性・一体性が求められるサービスなどは、格差が生じないように、引き続き市長が決定します。

## その他の質問

Q 総合区長はどうやって選ばれるの？

A 総合区長は、現在の行政区長とは異なり、市長が議会の同意を得て選任するものです。

Q 「総合区」設置により、人件費削減の効果は生じないの？

A 総合区の設置は職員の削減を目的とするものではなく、住民の皆さんの身近な行政の充実をめざすためのものです。住民の皆さんに身近なサービスを局から総合区へ移管するとともに、それを適切に実施するための体制を整備することとしています。なお、総合区素案では大阪市全体での職員数を増やすことなく体制を整備することができると見込んでいます。

Q 「総合区」設置によって、各種地域団体は総合区単位となるの？

A 地域で活動している団体のうち法令で定められていない任意の各種団体は、それぞれの団体の意思によって活動されているものであり、総合区設置をもって現行から変わることは想定していません。

Q 「総合区」を設置するまでの手続きや今後のスケジュールはどうなるの？

A 法令上定められた手続きとして、総合区の設置は、市の条例により定めることになるため、議会の議決において決定することとなりますが、具体的なスケジュールは決まっていません。現在は、大阪市会等において、総合区と特別区の制度設計について並行して議論を進めているところです。

両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、今後検討していくこととなります。

その他の質問は大阪市ホームページに掲載しています。 <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000421456.html>

「総合区素案」の詳細については、大阪市ホームページからご覧になれます。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html>

### ◆総合区に関するお問い合わせ窓口◆

副首都推進局問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355



2025 国際博覧会 (EXPO) の誘致にご賛同いただける方を「会員」として募集します  
<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-co>